

令和6年（2024年）度

# P T A 会 則

大阪狭山市立第三中学校 P T A

# 大阪狭山市立第三中学校PTA会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は大阪狭山市立第三中学校PTAと称し、事務所を同校におく。
- 第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、教育的環境を整備し、家庭と学校と社会における生徒たちの心身の健全な育成をはかるとともに、会員相互の研修によって教養を高めることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他の営利的、政治的、宗教的な団体の干渉を受けない。また、学校の管理や人事に干渉しない。

## 第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の両親または保護者と本校に勤務する教職員とする。

## 第 3 章 会 費

- 第 5 条 本会の経費は会費で支弁する。会費は、一家庭（保護者および教職員）月額150円とする。
- 第 6 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第 7 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

## 第 4 章 役 員

- 第 8 条 本会に次の役員をおく。
- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1. 会 長 1名 | 2. 副会長 2～3名 |
| 3. 書 記 2名 | 3. 会 計 2名   |
- 但し、書記および会計は、保護者より各1名、教職員より各1名を選出するものとする。
- 第 9 条 役員は総会で選出する。その任期は1年とし、兼任は認められないが、再任は妨げられない。役員選出に関する細則は、別にこれを定める。
- 第 10 条 会員の任務は、つぎの通りとする。
- 会 長 会長は、会を代表し、総会ならびに運営委員会を招集し会務を総理する。
- 副会長 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- 書 記 書記は総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。記録・通信、その他の書類を保管する。会長の指示にしたがって、会の庶務を行う。
- 会 計 会計は総会が決定した予算に基づいて会計事務を行う。各年度の最初の総会において、会計監査を経た決算報告を行う。また承認を受ける。予算の立案に協力する。本会の財産を管理する。

## 第 5 章 会計監査委員

- 第 11 条 本会の会計を監査するために、会計監査委員を 2 名おく。会計監査委員は総会で選出され、任期は 1 年とする。会計監査委員の選出に関する細則は別に定める。
- 第 12 条 会計監査委員は、必要に応じて随時会計監査を行うことができる。会計監査委員は役員会、運営委員会に出席できる。

## 第 6 章 総 会

- 第 13 条 1. 総会は本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。  
2. 総会は毎年一回、通常 5 月末日までに開催する。  
3. 総会の定足数は、全会員の 5 分の 1 以上とする。但し委任状をもって出席にかえることができる。  
4. 総会の議事は出席会員の過半数で決める。ただし委任状を含める。総会は次のことを決める。
- 第 14 条 1. 会則の改廃に関すること。  
2. 役員および会計監査委員の選出と承認に関すること。  
3. 活動方針および事業計画に関すること。  
4. 予算および決算に関すること。  
5. その他必要な事項。
- 第 15 条 1. 定期総会においては次の事項について承認を受けなければならない。  
(1) 前年度の事業報告と会計の決算報告、および会計監査報告。  
(2) 役員・会計監査委員の選出。  
(3) 新年度の事業計画と予算。  
2. 臨時総会は、緊急事項に関する審議と承認のため、運営委員会が認めたときまたは会員の 10 分の 1 以上の要求があつたとき開かれる。

## 第 7 章 運営委員会

- 第 16 条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。  
1. 役員  
2. 常置委員会の正副委員長  
3. 特別委員会の代表 1 名  
4. 会計監査委員は役員会、運営委員会に出席できる。
- 第 17 条 運営委員会は、総会につぐ議決機関であって、本会の事業の企画、運営にあたる。
- 第 18 条 運営委員会は、会長もしくは構成員の 4 分の 1 以上の要求があるとき開かれる。
- 第 19 条 運営委員会の定足数は、委員の現在数の 2 分の 1 以上とする。運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決める。

## 第 8 章 常置委員会および特別委員会

- 第 20 条 1. 本会の活動に必要な事項について、研究立案するために常置委員会および特別委員会を設ける。  
2. 常置委員会および特別委員会についての必要事項は、細則で定める。

## 第 9 章 顧 問

- 第 21 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が運営委員会にはかって推薦する。

## 第 10 章 細 則

- 第 22 条 本会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。  
第 23 条 運営委員会において細則を制定し、または改廃した場合は、その結果を総会で報告する。

## 第 11 章 改 正

- 第 24 条 本会の会則は、総会において出席者の 3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

## 第 12 章 個人情報取得

- 第 25 条 本会活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理等については、別途定める個人情報取り扱いに関する細則に基づき、適正に適用するものとする。

# 役員および会計監査委員の選出に関する細則

- 第 1 条 役員および会計監査委員の候補者の選出を行うときは、候補者指名委員会を設ける。
- 第 2 条 候補者指名委員は、運営委員の中から会長が委嘱する。
- 第 3 条 指名委員会は、候補者若干名を指名する。ただし候補者本人の承諾を要する。
- 第 4 条 会員は、だれでも役員および会計監査委員に立候補することができる。ただし、その場合選挙の行われる総会の5日前までに、氏名と役種を指名委員会に届け出るものとする。
- 第 5 条 指名委員会は、役員選挙の行われる3日前までに、候補者の氏名および役種を全会員に報告しなければならない。
- 第 6 条 指名委員会は、すべての選挙事務を処理する。
- 第 7 条 役員および会計監査委員の選挙は、総会において無記名投票によって行い、多数決によって決める。
- 第 8 条 指名委員会が候補者を指名した後、立候補者がいないときは、指名委員会が指名した候補者を無投票当選とする。
- 第 9 条 指名委員会は、その任務を終了したときに解散する。
- 第 10 条 過去に役員を行った方の再選は「(別表) 本部役員・常置委員の任期終了以降の選出免除」に則って選出する。ただし、この免除制度はやむを得ない場合の再選を妨げるものではないこととする。
- 第 11 条 この細則は、運営委員会において、出席者の3分の2以上の賛成があれば、改正することができる。ただし、その結果を総会に報告しなければならない。

付 則 この細則は、昭和56年6月3日より施行する。

細則一部改正 令和 2年5月 8日

## 常置委員会・特別委員会に関する細則

- 第 1 条 本会の目的を達成するのに必要な事項を研究立案し、活動を行うために下記の委員会を設ける。
- 第 2 条 各委員会の委員長、副委員長ならびに委員は、会長が委嘱する。
- 第 3 条 常置委員会の種類とその任務はつぎのとおりとする。
1. 研修委員会 会員の研修に関する計画を立てて実践するとともに社会教育・健康教育及び人権教育の振興に協力し、家庭教育の改善の工夫に努める。現在は活動を休止している。
  2. 広報委員会 本会の事業、会員の教養、学校の教育、P T A連絡協議会や研修会等の情報の収集を行い、会報を発行する。現在は活動を休止している。
  3. 学級委員会 学年及び学級の教職員と、会員や家庭との連絡を緊密にし、学校教育の向上のために協力する。
  4. 地区委員会 各地区の会員相互の連絡・親睦・研修等の計画を立て、その実践に努める。また学校と緊密な連絡をとって、校外における生徒の健全な生活の指導と安全確保に協力する。現在は活動を休止している。
  5. 図書委員会 本校図書室の運営協力を中心に、本校図書教育活動に協力する。現在、図書館司書が常駐しているので活動を休止している。
- 第 4 条 本会の目的を達成するために、緊急に事業または行事を行わなければならない場合、特別委員会を設けることができる。特別委員会は、会長が運営委員会の承認を得て設け、その任務が終了したときに解散する。
- 第 5 条 地区委員・常置委員は各地区から 1 名ずつ選出し、教職員より 2 名を選出する。現在は活動を休止している。
- 第 6 条 学級委員会の委員は各学級の会員より 2 名ずつ選出し、教職員より 3 名選出する。
- 第 7 条 地区委員会・学級委員会を除く常置委員会は委員長・副委員長を各 1 名ずつ選出する。教職員は委員長・副委員長にはなれない。現在は活動を休止している。
- 第 8 条 学級委員会は各学年の委員の中から委員長・副委員長を各 1 名ずつ選出する。
- 第 9 条 学級委員は、各学年に学年委員会を組織することができる。各学年委員会の学年代表には、その学年の学級委員長があたる。各学年代表は、会長の承認を得て、学年委員会を招集することができる。
- 第 10 条 地区委員会は、次の各地区の会員より選出された地区委員をもって構成し、各地区を 2 区域に分け、各区域の地区委員より副委員長 1 名を互選する。委員長は副委員長の中より選出し、教職委員より 1 名選出する。現在は活動を休止している。
- 第 11 条 過去にいずれかの委員を行った方の再選は「(別表) 本部役員・常置委員の任期終了以降の選出免除」に則って選出する。ただし、この免除制度はやむを得ない場合の再選を妨げるものではないこととする。
- 第 12 条 この細則は、運営委員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正することができる。ただし、その結果を総会に報告しなければならない。
- 付 則 この細則は、昭和 5 6 年 6 月 3 日より施行する。
- 細則一部改正 昭和 6 3 年 1 月 2 3 日
- 細則一部改正 平成 7 年 3 月 4 日
- 細則一部改正 平成 1 2 年 3 月 3 日
- 細則一部改正 平成 1 6 年 3 月 1 3 日
- 細則一部改正 平成 1 7 年 3 月 5 日

細則一部改正 平成 22 年 5 月 7 日  
細則一部改正 平成 27 年 5 月 8 日  
細則一部改正 令和 2 年 5 月 8 日  
細則一部改正 令和 3 年 9 月 30 日

# 大阪狭山市立第三中学校PTAクラブ設立運営に関する細則

第 1 条 会則第2条の目的である会員相互の教養を高めるために、PTAクラブ（以下「クラブ」と称する）を設立することができる。

第 2 条 設立の条件は次のとおり規定する。

- ①クラブ活動が会則第2条の目的に合い、発起人が10名以上いる。
- ②学校長は学校教育への支障などを勘案したうえで、設立に同意する。
- ③会費の徴収を原則とする。
- ④上記を充たした上で、会長の推薦を得て、運営委員会の議決を経るものとする。ただし、総会には報告しなければならない。

第 3 条 クラブには代表者を置かなくてはならない。

第 4 条 会計年度終了後、決算並びに部員名簿を会長に提出しなければならない。

第 5 条 クラブは単年度とし、継続を希望する場合は、会長に要望する。なお、目的外の活動や学校教育に支障があると会長と学校長が判断した場合、解散を求めることができる。

付 則 この細則は、平成15年5月9日より施行する。



# 大阪狭山市立第三中学校 P T A 慶弔規定細則

- 第 1 条 本会の会員ならびに学校関係者にかかる慶弔について、この細則の定めるところにより、その意を表する。
- 第 2 条 慶賀については、つぎのとおり規定する。
1. 会員及び生徒に著しい善行があったとき、その事情を考慮して適宜の記念品（3000円相当）を贈り祝意を表する。
  2. 卒業式にあたり、卒業生全員に記念品を贈り祝意を表する。
- 第 3 条 弔慰については、つぎのとおり規定する。
1. 会員の葬儀については、つぎのとおり弔意を表する。役員・当該区域の運営委員・地区有志・教職員代表が会葬し、香典は5000円相当をお供えする。
  2. 生徒の場合は、1に準ずる。
  3. 教職員の場合は、配偶者・両親・成年子女も1に準ずる。
- 第 4 条 教職員の転勤ならびに退職に際しては、記念品（3000円相当）を贈る。
- 第 5 条 前条に規定しない事柄については、必要あるときは役員の合議によって適宜処置するものとする。
- 第 6 条 前条の執行については、役員の合議により決定し、運営委員会に報告するものとする。
- 付 則 この細則は、平成28年5月12日より施行する。

## 第三中学校PTA個人情報の取扱に関する細則

### (目的)

第 1 条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTAが作成する名簿やその他の個人情報データベース(以下、個人情報データベース)の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第 2 条 本会は、個人情報に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする

### (管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者はPTA会長とする

### (取扱)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者はPTA役員とする。

### (秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (取得方法、問合せ先)

第 6 条 本会は、個人情報を取得するときは、個人情報の利用目的を、あらかじめ公表し、すみやかに本人に通知する、又はあらかじめ本人に対して明示するものとする。なお、要配慮個人情報などを取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

第 7 条 本会は、保有する個人情報データベースに関する問合せ先を明示しておく。なお、本会の個人情報の問合せ窓口は、PTA会長または委託先である本校とする。

### (利用)

第 8 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、文章の送付
- (2) 会員名簿、役員名簿、委員会名簿の作成

なお、名簿の取扱いについては、別途定める名簿取扱に関する内規による。

### (利用目的による制限)

第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第 10 条 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、次条、第12条、第18条及び第19条の通り適正に管理する。また、個人情報の保管を委託先である本校で行う場合も本会で保管と同様、適正に管理されるものとする。

(保管および持ち出し等)

- 第 11 条 1 個人情報データベース、個人情報を取り扱う電子機器等については、端末毎にパスワードによる制限を行い、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
- 2 個人情報を含む電子データについては、原則パスワードを設定する。また、個人情報を含む電子データを持ち出す場合は、電子機器等が前項の適切な状態である上で、電子メール等での送付も含めてファイルにパスワードを掛けるなど適切に行うこととする。
- 3 個人情報を含む書類については、施錠可能なところで管理する。また、個人情報を含む書類をもちだす場合は、必要最小限にする。

(破棄)

- 第 12 条 不要になった個人情報を含む電子データは、すみやかに削除するものとする。また、不要になった個人情報を含む書類は、裏紙利用せず、管理者立会いのもとでシュレッダーによる切断など適正かつ速やかに破棄するものとする。

(取扱者への教育)

- 第 13 条 1 管理者は、取扱者に対して、年 1 回、個人情報の取扱に関する留意事項についての教育を実施するものとする。
- 2 前項で実施する教育は、本細則および名簿取扱に関する内規の内容確認、その他必要に応じて管理者が教育すべきと判断した内容とする。
- 3 実施した教育については、実施日、教育受講者、教育内容などを明示した記録を残すものとする。なお、記録の保管期間は取扱者退任後から 3 年間とする。

(委託先の監督)

- 第 14 条 1 管理者は、本会が保有する個人情報を扱う委託先に対して、年 1 回、委託先での本会が保有する個人情報の取扱が適切であるかの状況確認を行うこととする。
- 2 状況確認した結果は、確認実施日、本会が保有する個人情報の取扱の適切性などを明示した記録を残すものとする。なお、記録の保管期間は、次回の状況確認実施までとする。

(第三者提供の制限)

- 第 15 条 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要な場合
  - (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第 16 条 管理者は、個人情報を第三者(前条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の指名
  - 2 提供する対象者の氏名

- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 17 条 管理者は、第三者(第15条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示、訂正等)

第 18 条 1 管理者は、本人から、個人情報の開示、訂正を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。  
2 前項において、本人であることの確認方法は、本人が直接、管理者に対して、本人であることを示す証拠を提示し、管理者が確認することとする。なお、本人であることを証明するものとしては、運転免許所等とする。

(利用停止)

第 19 条 1 本人の同意なしに目的外利用した場合、不正に個人情報を取得した場合または本人の同意なく第三者に提供した場合に、本人から、本会が保有する個人情報データベースの利用停止、消去または第三者への提供の停止を求められたとき、管理者は、原則、当該措置を取らなければならない。  
2 前項において、本人であることの確認方法は前条第2項によるものとする。

(苦情の処理)

第 20 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい時等の対応)

第 21 条 取扱者は、個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(改正)

第 22 条 本細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。ただし、その結果を総会にて報告しなければならない。

付 則 この細則は、平成30年5月8日より施行する。

(別表) 本部役員・常置委員の任期終了以降の選出免除

任期終了以降の選出		本部役員	学級委員		研修・広報・ 地区委員
任務した委員			長・副	長・副以外	
本部役員		永久免除			
学級委員	長・副※2	選出可能性あり	免除	基本的に免除※1	免除
	長・副以外	選出可能性あり	基本的に免除※1	基本的に免除※1	免除
研修・広報委員	長・副※2	選出可能性あり	免除	選出可能性あり	免除
	長・副以外	選出可能性あり	選出可能性あり	選出可能性あり	免除
地区委員	長・副※2	選出可能性あり	免除	選出可能性あり	免除
	長・副以外	選出可能性あり	選出可能性あり	選出可能性あり	免除

※1：学級委員を任務された方は、任期終了後基本的には学級委員への選出は免除されますが、状況に応じて再度学級委員に選出させて頂く可能性がございます。

※2：運営委員会の構成委員（学級委員の長・副、研修・広報・地区委員の長・副）を対象に、任期終了後の長・副への選出は免除されます。

※研修・広報・地区委員会は、現在は活動を休止しています。

本部役員を任務された方は、任期終了後の役員・委員への選出は免除されます。

研修・広報・地区委員を任務された方でも、本部役員と学級委員へは選出の可能性がありますが、但し、長・副委員長に選出された方が再び長・副委員長になることは免除されます。

過去に任務されていた方は、さかのぼって免除されます。また、免除は基本的に永久免除といたします。

上記の免除規程は再任を妨げるものではありません。